

第59回 社会を明るくする運動

7月は強調月間です。
人は変えられる。一緒なら。

「社会を明るくする運動」とは

更生保護制度施行 60 周年を迎えた今、罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助け、これらを含めた全ての人が幸せに暮らせる安心・安全な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は、毎年7月を強調月間として全国各地でさまざまな取り組みが行われています。
(法務省 主唱)

私たちにできることは？

どうしたら、犯罪や非行のない社会が出来るんだろう？

もし、キミの友だちが、悪いことをしてしまったら？

まずは、友だち自身が反省すること。

謝ること。償うこと。

なるほど、そうだね。

でも、それだけかな？

そんな時、みんなには二度と繰り返さないよう、
一緒に見守りながら、支えてあげてほしいんだ。

地域社会においては

今日、急速な少子・高齢化と核家族化が進む中、家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化、また、地域社会の連帯機能の低下等が指摘されています。

平成二十年六月将来における更生保護の基盤をなす更生保護法が施行され、更生保護制度の新たな幕があきました。

これを機に、安全、安心の社会を築こうとする地域社会の一層の取り組みの促進と、広く地域住民の皆さんの理解と共感を得られる地域に根ざした運動を展開しようとする努めています。

■ 家庭や地域住民の絆を強めること

■ 子どもに善悪のけじめをきちんと教える

■ 子どもの健やかな成長を助ける催しを

地域で行う

など、私たちが、それぞれの立場で出来ることはたくさんあります。

標語 「立ち直る 決意を励まし 支える社会」

「おかえり」の気持ちが犯罪や非行を繰り返させない第一歩です。



小郡市 「社会を明るくする運動」 実施委員会